

強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。

先日、DVDを借りて『君の名は』を観ることができました。昨年、映画館で『君の名は』を観るべきか散々迷った挙げ句に、『この世界の片隅に』を観たので、ようやく観ることができたわけです。

さて、この2つの作品ですが、「隕石衝突」・「戦争」（≒震災の暗喩？）という未曾有の事態に対して、人間がどう向き合うのかを描いているというところでは共通していたのですね（描き方は全く逆ですが・・・）。

普段から歴史を主に勉強している人間として、過去にあった出来事をどのようにとらえるか、そしてどのように伝えるかは大きな問題といえます。そんななかで、ほぼ同時期に長編アニメ映画という形式で、過去にあった出来事に対するある種の表現がなされるというのは、いかにも日本らしく面白いなど感じました。まだ観ていない方は是非、2作品を見比べてみてくださいね。いろいろな視点が得られると思います。

さて、今回は鎌倉幕府における裁判、特に六波羅探題・鎮西探題がテーマの出題でした。時代背景から六波羅探題・鎮西探題の成立事情やその特質を気付かせてくれる、東大らしい問題であったと思います。

それでは解説を始めていきましょう。

<六波羅探題における裁判成立の経緯>

A 鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯を、2行以内で述べなさい。

問われているのは、鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯。まずは、資料文から鎌倉幕府が京都でどのような裁判を行っていたのか確認してみましょう。

(1) 鎌倉幕府には、各地の御家人を当事者とする紛争を適正に裁決することが求められるようになった。そのため、京都・博多にも北条氏一門を派遣して統治機関を設け、鎌倉・京都・博多の各地で訴訟を受け付け、判決を下していた。

(2) 京都に設けられた統治機関の最初の長官を務めたのは、北条泰時・時房の二人であった。博多に統治機関が設けられたのはそれよりも遅く、モンゴル襲来後のことであった。

資料文(1)からは、

- ・鎌倉幕府には、各地の御家人を当事者とする紛争を適正に裁決することが求められた
- ・鎌倉幕府は京都に北条氏一門を派遣して統治機関を設け、そこで訴訟を受け付け、判決を下していた

ことが読み取れます。そして、資料文(2)の「京都に設けられた統治機関の最初の長官を務めたのは、北条泰時・時房の二人であった」という一文から、京都に設けられた統治機関とは、承久の乱後に設置された六波羅探題であることがわかります。

以上より、鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯とは、

① 承久の乱後、畿内・西国の院方の所領が幕府により没収され、そこに多くの東国御家人が地頭として補任された（＝新補地頭の設置）

強者の戦略

② 畿内・西国の各地で新たに補任された地頭と公家・寺社などの荘園領主との間で所領をめぐる紛争が生じた

③ 各地の御家人を当事者とする紛争を適正に裁決するため京都において新たな統治機関として六波羅探題が設置された

となります。以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 承久の乱後、畿内・西国に地頭として補任された東国御家人が各地で紛争を起こしたため、新設された六波羅探題が裁決をした。(58字)

<鎮西探題の設置の背景とその特質>

B 鎌倉幕府が九州について(3)の措置をとったのはなぜか。当時の軍事情勢に留意しながら、3行以内で述べなさい。

問われているのは、鎌倉幕府が九州について(3)の措置をとった理由。条件として、「当時の軍事情勢に留意」することが求められています。まずは、資料文(3)を確認してみましょう。

(3) 京都で下された判決に不服なものは、さらに鎌倉に訴え出ることもできた。それに対して、博多で下された判決は幕府の最終的な判断とする措置がとられ、九州の御家人が鎌倉に訴え出ることは原則として禁じられた。

資料文(3)の「博多」ですが、資料文(2)の「博多に統治機関が設けられたのはそれよりも遅く、モンゴル襲来後のことであった」という表現から、それが鎮西探題であると推測できます。ちなみに鎮西探題は、弘安の役後の1293年(時の執権は9代北条貞時)に西国の統括のために設置された統治機関で行政・裁判・軍事などを管轄するものでした。

では、何故「(3)の措置」、すなわち「博多で下された判決は幕府の最終的な判断とする措置がとられ、九州の御家人が鎌倉に訴え出ることは原則として禁じられた」のでしょうか。「京都で下された判決に不服なものは、さらに鎌倉に訴え出ることもできた」わけですから、この九州についての措置には特別の理由があったと考えられます。ここでヒントとなるのが、条件の「当時の軍事情勢に留意」というところですね。

「当時」とは文永・弘安の役後を指しており、その「軍事情勢」とは**2度のモンゴル襲来後も、3度目のモンゴル襲来に備えて、九州、特に博多沿岸部では異国警固番役が継続されていたこと**を指して

強者の戦略

います。そのような当時の軍事情勢の中、「九州の御家人が鎌倉に訴え出」れば、異国警固番役の任務を放棄せざるを得ず、防衛体勢が揺らぐこととなります。ですので、**鎌倉幕府は「九州の御家人が鎌倉に訴え出ることとは原則として禁じ」**ることで、**九州の御家人を異国警固番役に専念させ、防衛体勢を維持しようとした**のだと考えることができます。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

B 弘安の役後も3度目のモンゴル襲来の可能性があった。そこで鎌倉幕府は九州の御家人が鎌倉に訴え出ることとは原則として禁じ、異国警固番役に専念させることで、防衛体勢を維持しようとした。(88字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！